

都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に関する福岡県事務処理要領

改正後	現 行
<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(用語の定義) 第2条 この要領において使用する用語は、法及び「全国がん登録情報の提供マニュアル第6版」(令和8年4月厚生労働省、国立研究開発法人国立がん研究センター。以下「提供マニュアル」という。)において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 法、政令、省令 本要領において「法」とは、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)をいい、「政令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行令(平成27年政令第323号)をいい、「省令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行規則(平成27年厚生労働省令第137号)をいう。</p> <p>二 全国がん登録情報(法第2条第7項) 本要領において「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された登録情報(法第5条第1項)のうち匿名化が行われていないものをいう。法第17条第1項及び法第21条第1項から第3項までの規定により提供される情報を含む。</p> <p>三 都道府県がん情報(法第2条第8号) 本要領において「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、福岡県ががんの初回の診断時におけるがん罹患者の住所として記録された福岡県のがんに係る情報及び福岡県の区域内の病院等から届出がされたがんに係る情報をいう。法第18条第1項、法第19条第1項及び法第21条第8項の規定により提供される情報を含む。</p> <p>四 匿名化(法第2条第9号) 本要領において「匿名化」とは、がん罹患者に関する情報を当該がん罹患者の識別(他の情報との照合による識別を含む。)ができないように加工することをいう。</p> <p>五 特定匿名化情報(法第2条第10号) 本要領において「特定匿名化情報」とは、全国がん登録データベースにおいて政令で定める期間(100年)を経過した後に匿名化が行われる全国がん登録情報(法第15条第1項)と、提供の頻度が高いと見込まれる情報として、あらかじめ匿名化が行われ、全国がん登録データベースに記録された情報(法第21条第5項及び第6項)をいう。</p> <p>六 情報 本要領において「情報」とは、都道府県がん情報及びその匿名化が行われた情報の総称をいう。なお、「匿名化が行われた情報」には、特定匿名化情報だけではなく、特定匿名化情報</p>	<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(用語の定義) 第2条 この要領において使用する用語は、法及び「全国がん登録情報の提供マニュアル第5版」(令和7年4月厚生労働省、国立研究開発法人国立がん研究センター。以下「提供マニュアル」という。)において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 法、政令、省令 本要領において「法」とは、がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)をいい、「政令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行令(平成27年政令第323号)をいい、「省令」とは、がん登録等の推進に関する法律施行規則(平成27年厚生労働省令第137号)をいう。</p> <p>二 全国がん登録情報(法第2条第7項) 本要領において「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された登録情報(法第5条第1項)のうち匿名化が行われていないものをいう。法第17条第1項及び法第21条第1項から第3項までの規定により提供される情報を含む。</p> <p>三 都道府県がん情報(法第2条第8号) 本要領において「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、福岡県が初回の診断が行われた都道府県であると記録されたがんに係る情報及び福岡県の区域内の病院等から届出がされたがんに係る情報をいう。法第18条第1項、法第19条第1項及び法第21条第8項の規定により提供される情報を含む。</p> <p>四 匿名化(法第2条第9号) 本要領において「匿名化」とは、がん罹患者に関する情報を当該がん罹患者の識別(他の情報との照合による識別を含む。)ができないように加工することをいう。</p> <p>五 特定匿名化情報(法第2条第10号) 本要領において「特定匿名化情報」とは、全国がん登録データベースにおいて政令で定める期間(100年)を経過した後に匿名化が行われる全国がん登録情報(法第15条第1項)と、提供の頻度が高いと見込まれる情報として、あらかじめ匿名化が行われ、全国がん登録データベースに記録された情報(法第21条第5項及び第6項)をいう。</p> <p>六 情報 本要領において「情報」とは、都道府県がん情報及びその匿名化が行われた情報の総称をいう。なお、「匿名化が行われた情報」には、特定匿名化情報だけではなく、特定匿名化情報</p>

都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に関する福岡県事務処理要領

報として全国がん登録データベースに記録されていないものの、提供依頼申出者から提供を求められたため、匿名化を行い提供する情報も含まれる。

七 提供依頼申出者

本要領において「提供依頼申出者」とは、情報の提供を求める者（法第17条から第21条までの規定に基づき情報の提供を受けようとする者のうち、情報の提供を行う者に対して申出を行う者）をいう。

八 利用者

本要領において「利用者」とは、情報の提供を受け、これらを利用する者をいう。

九 病院等

本要領において「病院等」とは、法の規定に基づき全国がん登録情報を届け出た病院又は福岡県知事に指定された診療所をいう。

十 審議会

本要領において「審議会」とは、福岡県知事が意見を聴く「福岡県がん登録情報利用等審議会」（条例第50号）をいう。

十一 定義情報等

本要領において「定義情報等」とは、情報がどのような内容であるか示すものをいう。例えば、データレイアウト様式、符号表等の提供を受けた情報等と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報、電子計算機処理に必要な情報のことをいう。

十二 国外に在る者を含む場合

本要領において「国外に在る者を含む場合」とは、情報利用時に利用者が国外に在住していること若しくは利用場所又は所属する組織が国外に所在することをいう。例えば、日本国籍であり、海外留学等による一時的な出国であった場合においても、利用時に国外に在住する場合は国外に在る者に該当する。また、利用者は国内在住者であっても、所属する組織の所在が国外にある場合や治外法権を有する者は国外に在る者に該当する。

(運用体制等)

第3条 福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課（以下「がん感染症疾病対策課」という。）及び独立行政法人国立病院機構九州がんセンター（以下「九州がんセンター」という。）は、都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に関して、次の各号に掲げる業務を相互に協力して行うものとする。

- 一 情報及び定義情報等の保管、整備
- 二 事前相談への対応

として全国がん登録データベースに記録されていないものの、提供依頼申出者から提供を求められたため、匿名化を行い提供する情報も含まれる。

七 提供依頼申出者

本要領において「提供依頼申出者」とは、情報の提供を求める者（法第17条から第21条までの規定に基づき情報の提供を受けようとする者のうち、情報の提供を行う者に対して申出を行う者）をいう。

八 利用者

本要領において「利用者」とは、情報の提供を受け、これらを利用する者をいう。

九 病院等

本要領において「病院等」とは、法の規定に基づき全国がん登録情報を届け出た病院又は福岡県知事に指定された診療所をいう。

十 審議会

本要領において「審議会」とは、福岡県知事が意見を聴く「福岡県がん登録情報利用等審議会」（条例第50号）をいう。

十一 定義情報等

本要領において「定義情報等」とは、情報がどのような内容であるか示すものをいう。例えば、データレイアウト様式、符号表等の提供を受けた情報等と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、また、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報、電子計算機処理に必要な情報のことをいう。

十二 国外に在る者を含む場合

本要領において「国外に在る者を含む場合」とは、情報利用時に利用者が国外に在住していること若しくは利用場所又は所属する組織が国外に所在することをいう。例えば、日本国籍であり、海外留学等による一時的な出国であった場合においても、利用時に国外に在住する場合は国外に在る者に該当する。また、利用者は国内在住者であっても、所属する組織の所在が国外にある場合や治外法権を有する者は国外に在る者に該当する。

(運用体制等)

第3条 福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課（以下「がん感染症疾病対策課」という。）及び独立行政法人国立病院機構九州がんセンター（以下「九州がんセンター」という。）は、都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に関して、次の各号に掲げる業務を相互に協力して行うものとする。

- 一 情報及び定義情報等の保管、整備
- 二 事前相談への対応

都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に関する福岡県事務処理要領

<p>三 提供依頼申出者からの申出文書の受付</p> <p>四 福岡県がん登録情報利用等審議会の庶務</p> <p>五 審査結果の通知</p> <p>六 情報及び定義情報等の提供</p> <p>七 調査研究成果の公表前確認</p> <p>八 情報の利用期間終了後の処置の確認</p> <p>九 利用者による利用実績の報告に係る事務</p> <p>十 提供状況の厚生労働大臣への報告</p> <p>2 がん感染症疾病対策課及び九州がんセンターは、本要領、提供マニュアル別添「全国がん登録 情報の提供の審査の方向性」に基づき、情報の提供に係る業務を行うものとする。</p> <p>3 がん感染症疾病対策課及び九州がんセンターは、情報の保護等について、<u>「全国がん登録 個人情報保護のための安全管理措置マニュアル第3版」</u>（令和8年4月厚生労働省、国立研究開発法人国立がん研究センター。以下「安全管理措置マニュアル」という。）に基づき、業務を行うものとする。</p> <p>4 がん感染症疾病対策課は、情報の提供の申出について、当該情報を利用するに当たっての遵守事項が記載した、本要領の別添「情報の提供の利用規約」を策定するものとする。</p> <p>5 がん感染症疾病対策課は、提供依頼申出者の申出の円滑化及び審議会による提供の審議の透明性等を確保する観点から、策定した事務処理要領等を、インターネット等を通じて対外的に明らかにするものとする。</p> <p>(情報及び定義情報等)</p> <p>第4条 略</p> <p>(事前相談)</p> <p>第5条 略</p> <p>(提供依頼申出者からの申出文書の受付及び形式の点検)</p> <p>第6条 略</p> <p>(申出文書に基づく審査)</p> <p>第7条 略</p>	<p>三 提供依頼申出者からの申出文書の受付</p> <p>四 福岡県がん登録情報利用等審議会の庶務</p> <p>五 審査結果の通知</p> <p>六 情報及び定義情報等の提供</p> <p>七 調査研究成果の公表前確認</p> <p>八 情報の利用期間終了後の処置の確認</p> <p>九 利用者による利用実績の報告に係る事務</p> <p>十 提供状況の厚生労働大臣への報告</p> <p>2 がん感染症疾病対策課及び九州がんセンターは、本要領、提供マニュアル別添「全国がん登録 情報の提供の審査の方向性」に基づき、情報の提供に係る業務を行うものとする。</p> <p>3 がん感染症疾病対策課及び九州がんセンターは、情報の保護等について、<u>「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」</u>（平成30年3月13日付け健発0313第1号厚生労働省健康局長通知別添。以下「安全管理措置マニュアル」という。）に基づき、業務を行うものとする。</p> <p>4 がん感染症疾病対策課は、情報の提供の申出について、当該情報を利用するに当たっての遵守事項が記載した、本要領の別添「情報の提供の利用規約」を策定するものとする。</p> <p>5 がん感染症疾病対策課は、提供依頼申出者の申出の円滑化及び審議会による提供の審議の透明性等を確保する観点から、策定した事務処理要領等を、インターネット等を通じて対外的に明らかにするものとする。</p> <p>(情報及び定義情報等)</p> <p>第4条 略</p> <p>(事前相談)</p> <p>第5条 略</p> <p>(提供依頼申出者からの申出文書の受付及び形式の点検)</p> <p>第6条 略</p> <p>(申出文書に基づく審査)</p> <p>第7条 略</p>
--	--

都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に関する福岡県事務処理要領

<p>(審査結果の通知) 第8条 略</p> <p>(情報及び定義情報等の提供) 第9条 略</p> <p>(調査研究成果の公表前確認等) 第10条 がん感染症疾病対策課及び九州がんセンターは、利用者が調査研究成果を公表する前に、利用者から公表予定の内容について報告を受けて、次の各号について、確認するものとする(法第36条)。また、がん感染症疾病対策課は、必要に応じて審議会に意見を聴き、その成果により識別又は推定することのできるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。 <u>なお、法第20条に基づき提供された生存確認情報については、公表することが必須ではない。</u></p> <ul style="list-style-type: none">一 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと二 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと三 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること <p>(利用期間中の対応) 第11条 略</p> <p>(利用期間終了後の処置の確認) 第12条 略</p> <p>(提供状況の厚生労働大臣への報告) 第13条 略</p> <p>(利用者に国外に在る者を含む場合の情報提供) 第14条 略</p>	<p>(審査結果の通知) 第8条 略</p> <p>(情報及び定義情報等の提供) 第9条 略</p> <p>調査研究成果の公表前確認等) 第10条 がん感染症疾病対策課及び九州がんセンターは、利用者が調査研究成果を公表する前に、利用者から公表予定の内容について報告を受けて、次の各号について、確認するものとする(法第36条)。また、がん感染症疾病対策課は、必要に応じて審議会に意見を聴き、その成果により識別又は推定することのできるがんに罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれのないよう、利用者に対して必要な指導及び助言を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 提供を応諾された調査研究目的以外での利用が認められないこと二 特定の個人を識別しうる結果が含まれていないこと三 特定の個人を識別、推定しうる結果が含まれる場合、秘匿化等の必要な加工がされていること <p>(利用期間中の対応) 第11条 略</p> <p>(利用期間終了後の処置の確認) 第12条 略</p> <p>(提供状況の厚生労働大臣への報告) 第13条 略</p> <p>(利用者に国外に在る者を含む場合の情報提供) 第14条 略</p>
--	--

都道府県がん情報及び匿名化が行われた都道府県がん情報の提供に関する福岡県事務処理要領

<p>(その他) 第15条 略 附則 (施行期日) この要領は、平成31年3月15日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和5年5月15日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和7年4月11日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要領は、令和8年4月 日から施行する。</u></p>	<p>(その他) 第15条 略 附則 (施行期日) この要領は、平成31年3月15日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和5年5月15日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和7年4月11日から施行する。</p>
---	---